

町長と語る

トーク広場

第58回

専門技術を生かし、途上国の支援を！ ～JICAのシニア向け海外ボランティア事業～



▲米林さん



▲望月さん



▲角田さん

町長 初めに、SVについて簡単に説明していただけますか。

米林 世界には開発途上にあり、様々な支援を必要としている国がたくさんあります。そこで、高度な専門技術を持ちながら、現役を退いているシニア世代を対象に、その能力を途上国発展のために生かしてもらおうと、二〇年前に誕生したのがSV制度です。

JICAのもう一つの海外ボランティア事業である「青年海外協力隊」のシニア版と考

えていただければ、分かりやすいと思います。

町長 年齢制限はあるのですか。

米林 応募できるのは四〇～六九歳まで。任期は原則として二年です。

町長 望月さんと角田さんは、SVの経験をお持ちですが、なぜSVになろうと思ったのですか。

望月 私はマリンスポーツ関係の商売を55歳でやめ、次は得意なスペイン語を生かして海外で仕事をと考えていました。その後、SVのことを知り、直ちに応募。平成二〇年から中米ホンジュラスに派遣されました。この一月に任期を終え、帰国し

たばかりです。

角田 私のSV経験は八年前です。銀行を定年で退職後、SVの説明会に出てみたら、金融が専門の私にピッタリの仕事があった。それですぐ応募し、インドネシアに派遣されました。

町長 現地での生活はどうでしたか？

望月 私は国立職業訓練庁に配属され、渉外が主な仕事でした。通訳として、電気や溶接など様々な専門技術を持つ日本人SVの仕事を手助けしたり、書類などの翻訳にあたったりする。日本人SVとホンジュラス人の間をつなぐ「橋渡し役」といったところでした。

ただ、仕事は想像以上に大変でした。日常会話はともかく、日本人SVが使う専門用語が全く分からず、うまくスペイン語に訳せません。それで何度も冷や汗をかきました。

角田 私は配属先のインドネシア銀行の支店で、外国為替や融資の指導・研修などをし、金融業務の立て直しに協力しました。現地で生活し、時間の間隔の違いは驚いたことの一つでした。例えば、日本で会議などは定刻の前に準備し、定刻に始められるようにしていますが、現地では定刻になってから準備をはじめます。

町長 国民性と言うか、文化や生活習慣が大きく違う異国で暮らすわけですから、さぞご苦労も多かったと

思われます。望月さんは、どんなことが印象に残っていますか。

望月 私のSV生活は波乱の連続でした。滞在二年目には、近隣のメキシコから豚インフルエンザが飛び火、大地震にも見舞われました。その直後に、今度はクーデターです。天災や人災に遭遇し、本当に大変でした。

町長 とところで、現地へは単身で行かれたのですか。

望月 私は妻と一緒です。仕事で多忙な私を尻目に、妻の方は現地の生活を存分に楽しんでいました(笑)。

角田 私は単身赴任です。ただ、現地の生活に溶け込み、様々な交流を通して、友好親善や相互理解を深め合うことも、SVの大切な使命の一つです。その意味では、夫婦同伴の方がより望ましいのかも知れません。

米林 今、使命の話が出ましたが、海外での貴重な体験を持ち帰り、日本社会に還元すること。これもSVに課せられた重要な仕事です。

町長 それはいいことですね。葉山出身のSVの皆さんには、専門知識や技術とともに、海外ボランティアで得た広い見聞を是非、自分たちのまちづくりに生かしてほしい。と同時に、これからもSVという素晴らしい制度を活用して、より多くのシニア世代が海外に羽ばたき、途上国支援のために活躍されることを願っています。

JICA(独立行政法人・国際協力機構)が開発途上国支援のためにしている海外ボランティア事業。その一つに、専門技術を持つ中高年を途上国に派遣する「シニア海外ボランティア(以下SV)」があります。葉山からも、これまでに計五人のシニアがこれに参加。途上国の発展に貢献しています。そこでJICA職員(横浜国際センター研修業務第二課長)の米林徳人さんとSVの経験を持つ望月博文さん(下山口)、角田茂夫さん(堀内)の三人に、SVのねらいや派遣国での体験談などを伺いました。

困った時は、 気軽に相談を！

～障害者対象の相談支援
事業をしています～

月1回、出張相談
窓口も開設

住み慣れた地域で、生き生きと自立した生活を
送りたい。心身に障害のある人のこうした思い
に応えるため、町では様々な相談に応じ、また必
要な情報を提供し、障害のある人が自立した生活
を営むことができるよう、相談支援をしています。

昨年12月からは月1回の相談支援事業者が出張
しての相談も実施しています。

が、状況に応じて、障害のある本人
人やご家族の来所による面談や、相
談員が直接自宅などに出向く訪問相
談もしています。また、最近では電子
メールによる相談も増えています。
相談時間は、平日が九時～十八時ま
で。土・日曜日や祝祭日は原則とし
てお休みです。

相談件数も多く、利用者から「障
害福祉サービスの種類や利用方法を
教えて」「人とのコミュニケーション
が不得手で困っている。どうした
らいいか」「働きたいのに、仕事が見
つからない」など多岐にわたる相談
が、毎月一〇〇件ほど寄せられてい
ます。(相談内訳はP9グラフ参照)

「主に精神障害者に関する相談支 援」

地域生活サポートセンターとらい
む(☎〇四六七―六一―三二〇五)
相談は、電話によるものが最も多
く、ほかに来所による面談や、場合
によっては、相談員が同行や訪問も
しています。

相談時間は、電話が十三時～十七
時まで(専用ダイヤル☎〇四六七―
六一―三二〇六)。来所による面接
相談の場合は、九時～十七時となつて
います。

相談件数は、月平均で三五～四〇

件程度ですが、うつ病や統合失調症
などの増加に伴い、相談者も年々増
える傾向にあります。

利用者からは「家族、友人などの
人間関係の悩みや話を聞いてもらい
たい」「身近で話し相手がないので
不安になる」などの相談が多く寄せ
られています。ほかに最近の不況を
反映して、仕事上の問題や就労に関
する相談なども増えています。(相
談内訳はP9グラフ参照)

「相談の実際」

相談を受けた場合には、相談員は
責任を持って対応します。また、障
害の状況、周囲の状況、ニーズなど
を考慮し、関係機関や行政とも連携
を図っています。

両事業者の担当者は、「相談は支
援の第一歩。相談することで全てが
すぐに解決するわけではないが、相
談を機会に相談ができる場をもつこ
とは、いざという時の安心感にもつ
ながるため、困ったことがあれば相
談してください。」と話しています。

出張相談 (障害者総合相談) 開始

このように、相談や必要な情報を
得ることは、障害のある人が地域で
自立した生活を送るうえで不可欠な

障害のあるなしに関わらず、お互
いに助け合い、ともに安心して、自分
らしく暮らせる地域社会の実現をめ
ざして、町では相談支援をはじめ、
様々な取り組みを実施しています。
町内にお住まいの障害のある人に
対し、地域での自立した生活を手助
けするため、電話などにより相談を
お受けしています。

役場福祉課窓口のほか、事業者の
相談員も相談をお受けしています。
(支援センター風、地域生活サポー
トセンターとらいむ)

このうち、支援センター風は主に
身体・知的障害に関する相談を、ま

地域生活をサポート

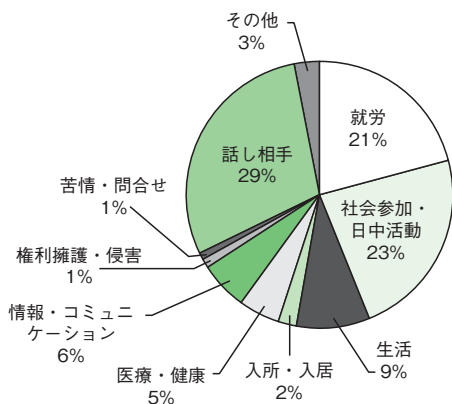
「主に身体・知的障害に関する相 談支援」

支援センター風(☎八七〇―一五二
八〇)

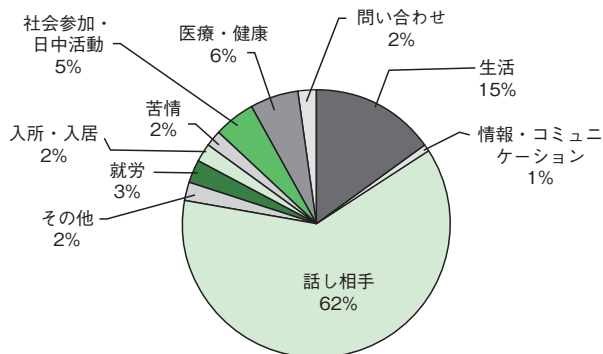
相談は電話によるものが主です

【グラフ】 相談内容内訳（平成21年4月～平成22年1月）

支援センター風（身体・知的）



とらいむ（精神）



相談内容の内訳を見ると、多くの人が様々なことで悩まれているように見えますが、実際に話を聞いてみると、一人の人が多くの悩みを抱えているケースがあります。

例えば、人間関係でつまずいて相談に来られる方の生きにくさが自身のコミュニケーション障害に起因しているような場合、実は就職にも困っていて、またそのために生活がしづらくなっている、ということがあります。

このように、困りごとはいくつかの要因が相互に絡んでいる場合が多くあります。そのため、一つの相談が様々な悩みの解決を見つける糸口になることもあります。自分のことをよく知ってもらえる相談員がいることは、生活上の困難さを解消するため、また、悩みを一人で抱え込まないためにも大切なことです。困ったと感じることがあればいつでもご相談ください。



相談員より

障害者総合相談

プライバシーの保護に万全の配慮をしながら、丁寧に対応します。どんな相談でも構いませんのでお気軽にご相談ください。

※できる限り事前に予約をしてください。予約をしなくても受けられますが、その場合お待ちいただくこともあります。

期 日 毎月第3水曜日

時 間 ● 9時～12時

主に身体障害、知的障害に関する相談

● 13時～16時

主に精神障害に関する相談

問合せ 福祉課 ☎内線236

※具体的な日程は、毎月「今月の相談」（今月はP17）の欄に載せています。

ものです。

しかし、町で行ったアンケート調査では、障害のある人やその家族から「困った時に、どこに相談していいのか分からない」「もっと身近な場所に、相談窓口が欲しい」といった要望が数多く寄せられました。

そこで、相談支援体制の充実を図り、障害のある人が身近で相談ができるよう、昨年十二月から新たなサービスとして、月一回、相談事業

者が町内に出張して行う、障害者総合相談を始めています。

今まで相談員による相談は、電話か事業所まで行かないと相談できませんでした。町内の身近な場所でも相談をすることが可能になりました。遠くまで行くことが困難であったり、電話だと伝えにくいというところで相談をためらわれていた人も、ぜひご利用ください。